

環 . 銃 第 8 6 3 号
平成 31 年 4 月 22 日

東京都ライフル射撃協会会長 殿

警視庁生活安全部長



銃砲及び火薬類の適正な管理について（依頼）

貴協会におかれましては、平素より銃砲及び火薬類行政に関し、深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

先日、トランプ米国大統領の訪日日程が発表されました。警視庁では、テロ、グリラ等の危害を未然に防止するための各種施策を進めているところでありますが、銃砲及び火薬類の保管管理に適切さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されます。

つきましては、貴協会の傘下各協会員に対して、下記のとおり、銃砲及び猟銃用火薬類の携帯運搬の自粛並びに適正な保管管理の指導などについて徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 令和元年5月25日（土）から同年5月28日（火）までの間、東京都内における銃砲及び猟銃用火薬類の運搬並びに携帯の自粛と下記事項の厳守をお願いいたします。

- (1) 銃砲及び銃砲用火薬類の運搬中における盗難又は紛失防止のため、法令を遵守し、厳正な保守管理に努めてください。
- (2) 実包の譲受けに当たっては、その都度必要量を購入し、残弾が生じないようにしてください。
- (3) 銃砲及び銃砲用火薬類の盗難又は紛失事故等が発生した場合には、直ちに110番通報をお願いいたします。

2 本件に関する問合せ先

警視庁生活環境課

銃砲刀剣類対策係 03-3581-4321 (内34153)